

近畿地方協議会における医学生奨学金貸付制度の統一規定

2004年1月18日 近畿地協総会

2004年3月26日 近畿地協事務局長会議

第1章 総則

この規定は、新医師臨床研修必修化の対応に伴って、医学生奨学金貸付制度の扱いについて全日本民主医療機関連合会近畿地方協議会（以下、近畿地協とする）として最低限統一すべき事項として定める。

近畿地協は、民医連綱領及び医療福祉宣言に共感し、患者、地域住民の立場にたつ親切でよい医師をめざす医学生を対象に、地域医療を担い、民医連医療の後継者となり得る医師を育成することを目的として、この医学生奨学金貸付制度を設ける。

各県連では、この規定にもとづき県連内の諸規定を整備し運営するものとする。

第2章 医学生奨学金貸付制度の扱い

近畿地協の各県連は、医学生奨学金貸付制度について下記の通り取り扱うものとする。

第1条 申請方法とその可否

医学生奨学金貸付金を希望する者は、この規定を承認し、下記の書類を一括して、各県連の理事会宛てに提出して申請を行う。各県連理事会は、提出された書類に基づき申請者について審査を行い、医学生奨学金貸付の可否を決定する。

< 提出書類 >

医学生奨学金貸付申込書（動機文）

履歴書

在学証明書

契約書 第1保証人の住所・氏名・捺印

第2保証人の住所・氏名・捺印

（第2保証人は当該学生と世帯を別とする者とする）

保証人の印鑑証明書

第2条 医学生奨学金貸付の期間と貸付金額

医学生奨学金貸付の開始は、原則として申請のあった月からとし各県連理事会で決定す

る。また、奨学生が卒業年時の3月末を以って終了する。

教養課程（1年・2年） 月額 50,000円

専門課程（3年・4年） 月額 60,000円

専門課程（5年・6年） 月額 70,000円

第3条 奨学生の義務

- （1）奨学生は、民医連綱領及び医療福祉宣言を理解するとともに、近畿地協の各県連が主催する医学生向けの学習会、実習、共同組織の諸行事など積極的に参加するように努めなければならない。
- （2）奨学生は、転居など契約条項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。
- （3）奨学生は、医学生奨学金貸付制度に基づく奨学金貸与を受けたことを理由に、近畿地協の各県連の事業所への就労を義務付けられず、また採用にあたっては特別な取り扱いをうけるものではない。

第4条 医学部在学期間において、下記の事由が発生したときは、医学生奨学金貸付を終了するものとする。

- （1）退学したとき
- （2）健康上の理由などにより、修学の見込みがなくなったとき
- （3）死亡したとき
- （4）奨学生であることを辞退したとき
- （5）その他、第1章に定める総則に達する見込みがなくなったとき

第5条 医学部在学期間における医学生奨学金貸付の終了後の償還

- （1）前条により医学生奨学金貸付を終了した場合、各県連は1ヶ月以内にその償還金（総額）を奨学生ならびに保証人に連絡し償還計画を具体化する。
- （2）奨学生及び保証人は貸付金をただちに一括して償還しなければならない。
- （3）経済的理由で一括償還が困難な奨学生もしくは保証人は、分割による償還を申し出ることができる。その場合は償還遅延願いを当該県連理事会へ提出して承認をうるものとする。分割による償還への場合、年5%の利息を付して支払うものとする。

第6条 償還及びその免除

- （1）奨学金の償還義務は医学生奨学金貸付期間の終了の翌月末に履行期が到来するも

のとする。但し、後記(2)～(3)及び第7条の場合を除く。

(2) 奨学生は 卒業と同時に奨学金貸付を受けている事業所に医師として就職した場合、もしくは 近畿地協の医師臨床研修制度に基づく研修(以下、初期研修とする)を行った場合、 初期研修を終え、ただちに奨学金貸付を受けている事業所に医師として就職する意思表示があった場合、以下の要領にて償還が免除される。ただし、初期研修期間中の退職は免除の対象とはならない。

(3) 上記(2)に基づき、奨学生が医師として就職をした場合、その就労の期間に応じて償還金は免除する。但し、初期研修期間中の償還は猶予する。

(4) 免除される金額と残償還金額は下記の通り算出する。

$$\text{償還金額} = \frac{\text{貸与金額}}{\text{貸与月数}} \times (\text{貸与月数} - \text{就労月数})$$

* 就労月数は、近畿地協の初期研修を行った場合、及び各県連理事会が認め近畿地協外で初期研修を行った場合の初期研修期間(24ヶ月を限度)は含むものとする。

(5) 返済免除が発生した時点から、源泉処理を行うものとする。

(6) 保証人は奨学生の償還義務を保証する。

(7) その他償還に関し協議を要する事由が発生した場合、奨学生は書面をもって協議の申し入れを行う事ができる。

第7条 奨学生が医師国家試験に不合格となり、引きつづき医師国家試験の合格をめざし、近畿地協の事業所へ就職を希望する場合、医学生奨学金貸付金の償還開始は1年を限度に猶予することができる。

第3章 規定の執行と改廃

(1) この規定に定められていない事項については、近畿地協事務局長会議で検討し、近畿地協運営委員会の承認を得るものとする。なお、県連・法人・院所の費用負担の取り扱いについては、県連の実情に合わせて運用するものとする。

(2) この規定にあわせて、各県連の規定を整備する。実施にあたっては、近畿地協で定められた日から新規申込者に適用し、現行の奨学生についても、この規定にあわせて切り替えを行うものとする。

(3) これまでの「近畿地方協議会における医学生奨学金の統一規定」(2001年5月13日発行)は、この規定に置き換えて廃止とする。

(4) この規定の改廃は、近畿地協の各県連の合意を得て行うものとする。

以 上